

定 款

平成 2 6 年 4 月 1 日

公益社団法人 佐賀県柔道整復師会

公益社団法人佐賀県柔道整復師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保険制度の円滑な運営に協力し、もって、国民医療、保健、福祉の向上に資し、かつ国民の体位向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業
- (2) 柔道整復学の研究に関する事業
- (3) 柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上に関する事業
- (4) 国民の保健、福祉、健康保持及び体位向上に関する事業
- (5) 柔道整復術を活かした災害時等における救護活動に関する事業
- (6) 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 県内において柔道整復を業とする柔道整復師であって、本会の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 準会員 県内において、柔道整復師の免許を有する非営業者で、本会の目的に賛同して入会したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に正会員又は準会員として入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、本会が入会及び退会規程において別に定める入会申込書に必要書類を添えて本会に提出するものとする。

2 入会は、別に定める入会及び退会規程による。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める入会金及び会費規程に基づき、入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

- 2 準会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める入会金及び会費規程に基づき、会費及び負担金を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費規程に定めるもののほか、経費の負担に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、本会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、第4項の規定により理事会又は理事会及び総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則その他の規程に違反したとき
 - (2) 法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき
 - (3) 本会の入会金及び会費を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないとき
 - (4) 本会又は本会の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき
 - (5) その他懲戒することに正当な事由があるとき
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。
- (1) 戒告
 - (2) 各種医療保険の取扱いに関する権利の停止
 - (3) 除名（前項第3号に該当する場合を除く。）
- 3 前項第1号（戒告）又は第2号（会員に与えられた権利の停止）の懲戒を決議する場合にあっては理事会の決議により、同項第3号（除名）の懲戒を決議する場合にあっては理事会の決議を経て、総会において総正会員の3分の2以上の多数により、これを決する。
- 4 第2項第1号（戒告）又は第2号（会員に与えられた権利の停止）の懲戒を決議する場合にあっては当該会員に対し、当該決議を行う理事会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならず、同項第3号の懲戒（除名）を決議する場合にあっては当該会員に対し、当該決議を行う総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において十分な弁明の機会を与えなければならない。
- 5 入会金及び会費の滞納者に対しては、催告を行い、催告後1箇月を過ぎても納入がないときは、第3項の規定にかかわらず第2項第2号（会員に与えられた権利の停止）の懲戒を行う。この場合において、次項に定める当該懲戒の通知後、1箇月を過ぎてもなお未納の場合は、会員資格を喪失するものとする。
- 6 第3項により懲戒が決議されたとき、又は前項により会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知する。
- 7 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会により別に定める。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 柔道整復師の免許を失ったとき
- (3) 全ての正会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は第10条の規定により除名され、又はその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員が除名され、又はその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残金の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において会長が指名する。

2 議長は、当該総会の公正かつ円滑な運営を確保するため、秩序維持及び議事整理を行い、副議長はこれを補佐する。

3 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、次条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規程による。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び理事をもって法人法第91条に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会において選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事会は、その決議によって、理事のうちから副会長及び常務理事を選定する。
- 4 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は職員である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること、また、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第 22 条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める理事及び監事の報酬等の支給の基準に従い報酬及び費用を支払う。

(顧問、名誉会長及び相談役)

第 29 条 本会に、任意の機関として顧問、名誉会長及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧 問 若干名
 - (2) 名誉会長 1 名
 - (3) 相 談 役 2 名以内
- 2 顧問、名誉会長及び相談役は、学識経験者、又は特に本会の発展に寄与した会員（現職役員を除く。）のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べるることができる。ただし、総会における会員としての表決を除き、表決に加わることはできない。
- 4 顧問、名誉会長及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問、名誉会長及び相談役に対しては、理事会が別に定める報酬及び費用を支払うものとする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した文書若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第 7 章 地 区

(地区の設置)

第 38 条 本会に地区を置く。

2 地区は、事業計画に基づき、当該地区に関する事業を執行する。

3 地区長を置く場合は、理事会の決議により任免する。

4 本条に定めるもののほか、地区に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 39 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。

3 事務長は、理事会の決議により任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 40 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 負担金

(3) 寄附金

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第 41 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 5 本会は、通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計規程)

第 45 条 本会の会計に関し必要な規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における 公益目的取得財産残額を算定し、第 44 条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 48 条 本会は、総会の決議その他法令の定めるところにより、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解 散)

第 49 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる 法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）、副会長（業務執行理事）及び常務理事（業務執行理事）は、それぞれ次のとおりとする。
会 長 富永 敬二
副 会 長 楠本 利巳
常務理事 馬場 豊
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は令和元年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この定款の変更は令和 2 年 5 月 24 日から施行する。